

GIFU

岐阜県環境保全協会報

1994／第21号

平成6年9月25日発行

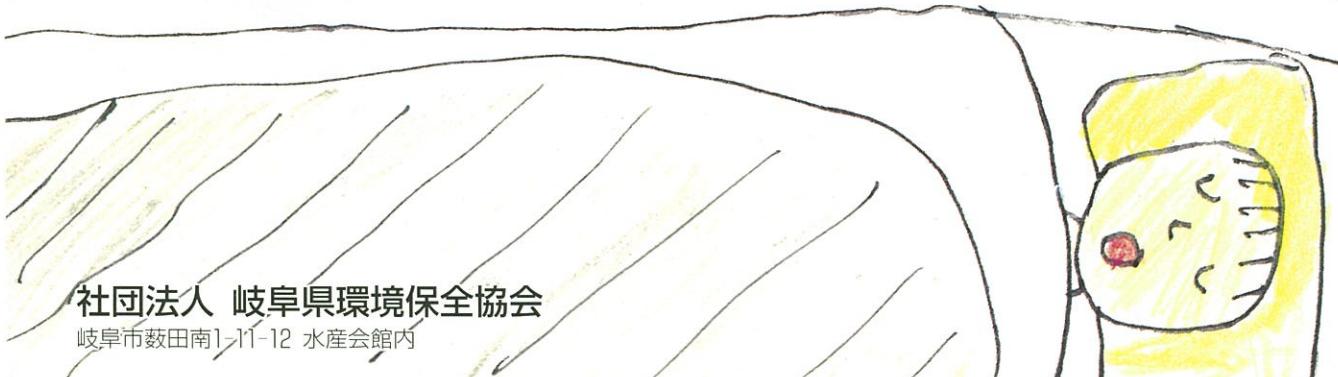
題字：梶原拓岐阜県知事

HOKUZEN

特集 協会創立5周年記念式



社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内



目 次

特 集

創立 5 周年を祝して	岐阜県知事 梶原 拓	1
創立 5 周年にあたって	岐阜県議会議長 新藤秀逸	3
協会創立 5 周年記念式		
創立 5 周年記念式 第10回通常総会盛大に開催される		5
グラビア 来賓祝辞要旨 感謝状受賞者		

協会だより		9
産業廃棄物対策基金 各委員会 講習会他		
特別寄稿 岐阜県 第五次総合計画	岐阜県企画部企画調整課	11
特 報 「地球環境まつり'94」	10月8日(土)に大垣市で開催	14
トピックス 産業廃棄物処理に関するアンケート調査結果		15
会員団体の動向	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会	16
解 説 産業廃棄物処理の委託契約		17
処理委託標準契約書について		
岐阜県の環境関係刊行物		22
入会のご案内		24
お知らせ 大臣認定 許可講習会平成6年度下期分の開催日程		25
平成7年度大臣認定各種講習会の受講の意向について		27
編集後記		28

表紙写真 「省資源・省エネまんが」 関市立安桜小学校4年 塚原佳大君の作品

岐阜県が昨年8月に開催した「省エネ&リサイクルフェア」のキャンペーンとして行った「省資源・省エネまんがコンクール」の応募作品で、多数応募した一般、小中高生を通じての最優秀作品として岐阜県知事賞に輝いたものです。
(岐阜県企画部消費生活課提供)

創立5周年を祝して



岐阜県知事
梶 原 拓

創立5周年、誠におめでとうございます。

おめでとうございますと申し上げる前に、ありがとうございましたと申し上げなければなりません。

平成元年に、私が知事に就任させていただきましたときに協会ができまして、名前ばかりでございましたが、理事長を務めさせていただきました。そして、協会の基盤を強固にと3億円の基金造成を志したところ、皆様方の絶大なるご尽力によりまして、早い時期に所期の目標を達成することができました。こうしたことで、小瀬先生に理事長を努めていただくことになったわけでございます。もう5年経ったかと感慨ひとしおでございますけれども、ここまでつとめられた小瀬理事長さん、清水副理事長さんを始め会員の皆様方に心から感謝申し上げる次第でございます。

今朝の岐阜新聞に小瀬理事長さんと、岐阜新聞の武藤常務さんの対談が載っていました。これは、今の環境問題、廃棄物問題、リサイクル問題の全てにわたって触れられており、小瀬理事長さんのおっしゃるとおりでございます。

この環境問題というのが大変重要なになってまいりました。岐阜県も平成5年度から、廃棄物、リサイクル問題を県政の重点点検項目として位置付け、これらについて重点的に勉強してまいり、出来るものから実行してまいりました。そして、これから本格的に力を入れなければならないと、こんなふうに思っております。もう待ったなしというような状況にあるのではないかというものが、この廃棄物問題でありまして、リサイクルも徹底し

なければなりませんが、処分場もどうしても確保しなければならないということあります。

県では、廃棄物、リサイクルの5原則というものを立てまいりましたけれども、私は、この際、行政を含めまして県民全体会が認識を新たにしなければいけないと思っておるわけでございます。

その一つは、廃棄物の処理業界というものを改めて私どもが評価をしていかなければならないということでございます。本日は、県議会議長の新藤先生も来ておみえですが、先生は、いまや静脈を重視する時代だといってみえますが、いろいろな物を作り出す華やかな動脈の時代が長年つづきました。そして、それが切羽つまつたというのが現状でございます。地球も限界があったということが分かってまいりました。作った物の後始末をどうするかということでございます。静脈産業あるいは、静脈行政というものを再評価していかなければなりません。率直に申しまして行政のなかでは、あまり高いポジションにあったとは言えません。これは、反省しなければなりませんけれども、より高い位置付けを行政の中でもするべきであるし、そして業界についても重要な人間生活に不可欠なビジネスを担当しているという誇りを確立する必要があると思います。

それからもう一つは、さきほども小瀬先生が言ってみえた公共関与ということあります。廃棄物処理の計画と管理について公共サイドが責任をもつという体制が必要でございます。処理全体を行政が直接やるという意味でなく、計画と管理を通して公共サイドがなんらかの形で責任を

背負っていかなければならぬ。長年あなた任せの時代が続きました。その惰性が今日もございますけれども、もう今や公共が責任を背負っていくという気持ちにならなければいけないと思います。

大半の業界の皆さんは、良心的に取り組んでいただいておりますが、一部不心得な業者がおりまして、いろんなトラブルを起こしている。そのことが、やはり一部が全体のことであるように、大衆のなかに浸透してしまっている。良い悪いは別として、そういう認識が大衆の間に浸透してしまったと言う現状から出発しなければいけない。そういう意味でも行政が積極的に乗り出して、住民の不安を払拭していくという気持ちで取り組んでいかなければならぬと、こんなふうに思うわけでございます。

そうして、三つ目は、先程も小瀬先生に「地球環境村」とおっしゃっていただきましたが、県は、地球環境村構想を打ち出しております。一般廃棄物につきましても焼却炉の余熱を温水プールに回しまして、地域の方々にそれを使って喜んでいただくという計画が県内でもあちこちで進んでいます。それから全国的にもリサイクルした材料を生涯学習に使っていただきて、そこで楽しんでいただくとか、福祉だ、環境だ、健康だとか、そういう多目的な拠点を作っていくということが進んでいます。これが私どもが言う地球環境村構想でございます。

ざいまして、処理場は反対だということでなく、むしろ、そういうものを含んだ地球環境村なら、うちの村にも来て欲しいと、こういうふうに持つていかなければいけないと思います。いわゆる嫌われものということでなくて、公害を防止することは勿論でございますが、それにプラス地域に貢献する要素をつけ加えまして、是非、地元に立地してほしいと言うぐらいになってゆくべきでなかろうかと思うわけでございます。下水道の処理場も関係の皆さんのご努力で随分認識が変わつていきました。そういう努力を私たちは進めなければならないと思います。

協会創立5周年にあたり、日頃考えていることの一端をご披露いたしましたが、これを節目といたしまして頑張ってまいりたい。したがいまして、行政と排出事業者そして処理業者のこの三位一体の推進を小瀬理事長を中心とした協会の場では是非ともお進め願いたいと思います。本日は、又、創立以来、協会運営にご努力いただいた県議会の青山先生もご同席でございます。新藤先生始め県議会の先生方も、廃棄物問題は、大変ご关心が高いテーマでもございます。県議会のバックアップを得まして私ども執行部も懸命の努力を致したいと、そのことをお誓い申し上げまして、お祝い方々、御礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

… 創立5周年記念式典でのお祝辞を収録…

創立5周年にあたって



岐阜県議会議長
新藤秀逸

ご紹介いただきました岐阜県議会の新藤でございます。

社団法人として設立されてからの5周年の記念式と第10回通常総会がこのように盛大に開催されまして、心よりお祝い申し上げます。

知事さんや理事長さんからもお話しがございましたように、地球環境の保全は、先進国は勿論、それぞれの国が最重要課題として取り組まなければならぬところであります。

特に水源地である私達岐阜県は、下流々域の多くの人々に水資源を供給している立場にあり、日常生活或いは企業経済活動を通じて一番大切な水をテーマとして考えてみましても、私達は、おそらく対応をしてきた戦後久しい時代があったように思います。

県議会といたしましても自然を意識しながら、環境問題なくして県政はないとの認識に立ち、先人から受けついだ資源や、自然という雄大な遺産を守らねばならないと覺悟いたしております。梶原知事誕生により環境保全協会の設立を見、創立以来ご苦労いただきました皆さんや基金造成のために善意のご協力をいただきました被表彰者の皆さんに心から感謝とお祝いを申し上げます。まさに、明日の岐阜県のために、「今やらなければ何時やる。私達がやらなければ誰がやるんだ。」という尊い想いを発起いただき、課題解決にむけてお取組みいただき有り難い気持ちで一杯であります。

考えてみると、私達は戦後一貫して便利さ、合理性とかを求めて、多量の物を消費して参りました

た。それ故に地球環境の破壊とか、ゴミ問題等、今こそ、私達が真剣に取り組まなければならない時代が来たんではないかと思います。岐阜県議会としましても、先程知事さんから言われましたように、公共が関与しながら産業廃棄物処理に対して安全を担保し、地域住民の深い理解のもとに事を進める必要があると思うわけであります。

今、「リサイクル」、再利用が呼ばれていますが現在の市場状況では、再利用にはコストの面で割高につくと言う抵抗感があり再利用への道が開かれない状況であります。がしかし、新しくバージンを求めればそれだけ廃棄物の量を増やす結果となります。私達は、コストを優先する企業的なものの考えより、地下水を始め自然環境という神秘なものを前提とした考えに立たなければなりません。

私は、岐阜県畜産会会长を勤めさせていただいておりますが、以前は、畜産といえば、その排泄物や臭いに対して近隣住民は、ノーという立場でありながらも、そのものを容認されてまいり農家も改善を怠り単純に、「乳を搾ればよい。」「肉を卵を生産すれば良い。」ということしか考えてこなかった。先人が取り組んで來たように、循環体系のなかに農業という生産体制があるんだということを考えれば、排泄物を土壤に還元し再利用するのが、又、そのシステムを作ることが大切であるということを話し合い、国・県のご助力を得ながら混住化の進むなかでの良好な畜産環境作りに努力いたしております。

私達県議会としましても皆さんと一体となって

あ い さ つ

小瀬先生が申されましたように創立5周年を節目として、貴協会の更なる発展を願うものであります。

時代は動脈的な時代から静脈の時代に入ったと考えられますし、又静脈的な部分を直視して対応

してゆかねばならないことを意識いたしております。「アメニティー〈快適〉な郷土岐阜」づくりのために折角のご努力をいただきますことを念じお祝いの言葉といたします。(拍手)

…創立5周年記念式典でのお祝辞を収録…



国際花と緑の博覧会5周年記念 花の都さふ 花フェスタ'95

平成7年4月26日—6月4日

岐阜県営可児公園〈花トピア〉
可児市瀬田

三位一体体制をより一層推進 創立5周年記念式 第10回通常総会

盛大に開催される 一6月27日一

「環境を守り、産業を支える」を合言葉に、処理事業者、排出事業者、行政の三位一体で、平成元年に発足した当協会も、本年4月11日に創立5周年を迎えました。

この5年間、産業廃棄物を取り巻く環境は大きく変わりました。もとより、処分場の逼迫、増えつづける廃棄物等その処理は依然として厳しいものがありますが、1昨年来の廃棄処理法の20年振りの大改正とこれによる廃棄物処理センターの法定、リサイクル法の制定、処理施設整備促進法の制定等廃棄物処理、リサイクルへの公共関与の制度枠組が整備される等、新しい処理体制への移行に向けて動き出しました。

こうしたなか、6月27日に大垣市の大垣フォーラムホテルにおいて「創立5周年記念、第10回通常総会」が盛大に開催されました。

記念式には、梶原岐阜県知事、新藤岐阜県議会議長を始め行政関係者多数のご来賓のご臨席いただき、会員100名が参加しました。

来賓各位から、暖かいお励ましのことばをいたでき、会員一同、この5年を一つの節目として、次なる5年に向かって更なる飛躍の決意を新たにいたしたところであります。

記念式は、先ず清水副理事長が開会のことばを述べ開会し、小瀬理事長が、あいさつに立ち、「廃棄物を取り巻く行政環境は大きく変化してきている。協会のこの5年の歩みは、これら変化の先取りの歩みでもあった。次なる5年は、新しい廃棄物処理体制の確立と、廃棄物処理関連事業を新しい環境産業にまで高めるための5年でなければならない」と更なる飛躍の決意を述べた。

次いで来賓の梶原知事から、会員のこれまでの協会運営、産業廃棄物の適正処理への尽力に対しての感謝のおことばをいただき、「今後は、産業廃棄物処理の計画と管理は、公共が責任を持つ体制の整備が必要である。リサイクルも必要であるが処分場の確保も必要である。これから処分場は、地域に貢献するプラス要素を付加した、県の提唱している「地域環境村」でなければならない。今後とも、三位一体の体制での推進を望む。(あ

いさつ全文は前掲)」とごあいさつをいただきました。次いで、新藤議長から「廃棄物問題は、今や、官民挙げて真剣に取り組まなければならない時期に来ている。県議会としても最大限の助力をする。(あいさつ全文前掲)」とのごあいさつをいただきました。

更に、岐阜県市長会長（代理：岐阜市生活環境部長）と社団法人全国産業廃棄物連合会長（代理鈴木専務理事）からお祝辞（それぞれ要旨別掲）をいただきました。

いずれの、ご来賓の方のごあいさつにも、協会組織の三位一体制をたたえ、これの更なる進展の期待がこめられていました。

その後、創立5周年にあたっての、協会創立、運営功労者、産業廃棄物対策基金造成事業功労者に対する理事長感謝状の贈呈式が行われ、57名の方が受賞されました。

特 集

以上で記念式典を終わり、引き続き、國島会員の議長のもとに第10回通常総会が開かれ、平成5年度の事業報告、決算の承認が行われました。

午後0時30分、同ホテル内で会場を移し、記念式典の「第三部」、「創立5周年記念懇親会」が開催されました。

懇親会は、記念式典で受賞された功労者、多数の来賓のご臨席をいただき、約1時間半にわたって、会員相互、会員と来賓との交流、情報交換など和気あいあいのなかに大いに盛り上がり、5年前の設立以来の盛大で有意義な集いとなりました。

あいさつする小瀬理事長



創立5周年記念式

—お祝辞のご来賓—



梶原岐阜県知事



新藤岐阜県議会議長



岐阜県市長会長(代理)



谷木全産連専務理事



感謝状贈呈式



来賓祝辞(要旨)

岐阜県市長会長

創立5周年記念式の開催を祝し、県下14市を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

昨今の産業廃棄物を取り巻く環境は、まことに厳しいものがあり、加えて地球環境、資源問題など我々の生活のあり方そのものの見直しを迫られている状況にあります。

国においても、これら問題に対処するため、廃棄物の一層の適正処理の推進、リサイクルの推進のための措置が講ぜられているところであります。

こうしたときに、処理業者、排出事業者、行政の三位一体で産業廃棄物の適正処理推進の中心的役割を担われている貴協会に対する県民、県下市町村の期待は大なるものがあります。

今後とも、廃棄物の適正処理の一層の推進はもとより環境保全のリーダーとしてご尽力されんことをお願い申し上げますとともに、貴会の発展と会員の皆様のご健勝をお祈りいたします。

全国産業廃棄物連合会鈴木専務理事

創立5周年おめでとうございます。

日本の中心にあり、最も素晴らしい自然を持つた御県は、廃棄物、環境問題に対する意識も高く、高い理念をお持ちであると感じ入り、深く敬意を表する次第であります。

私ども連合会としては、厚生省とともに、次の三の問題に取り組んでいます。

一つは、不法投棄の現状回復の問題であります。現行法では、不法投棄の現状回復責任が明確でない。これを法律上位置付けるか、或は基金を設けて対応するか等が議論となっています。

二つめは、積替え保管と選別の問題であります。選別基準を明確にして、選別業というものを認めるとか、どうかということであります。

三つめは、シュレッダーダストの問題です。これの処分は、マスコミでも問題になったが、安定型か、管理型かが問題となってくるということです。

以上のように問題が多く、処理法は一昨年改正されたばかりであるが、処理の実態と乖離がある。早急に再改正が必要となってくる。

その他連合会としては、処理業が今までのように排出事業者の下請ばかりやるのでなく、独立した、しっかりとした適正処理が推進できる「環境産業」として位置付けられるための制度改革に持っていくかなければならないと思っています。協会の皆様も連合会と力を合わせて、この実現にご協力をお願いしたい。

他県に例を見ない素晴らしい、県知事さん始め行政の皆さんのお力添えに感謝申し上げごあいさつといたします。

感謝状受賞者

この感謝状贈呈は、創立5周年記念事業の一つとして、平成6年度第1回理事会で議決された「創立5周年にあたっての理事長感謝状贈呈要領」に基づくもので、協会の設立、運営、産業廃棄物対策基金造成事業等に尽力され、功労のあった方々に対して、会員を代表して理事長が感謝の意を表し、そのご労苦にお報いする趣旨で行われました。

受賞者は、延べ57名で、次の皆さんです。

創立功労者

天野 純二 (元) 岐阜県環境整備課長
 清水 正靖 寿和工業株代表取締役会長
 小林 和 (元) 本協会専務理事
 山田 久 (元) 本協会事務局長

基金造成功労者

秋田 久康 (元) 鐘紡株大垣工場長
 天池 孝一 青協建設株
 伊神 金弘 株市川工務店
 井原 清 (株セイノー・マテリアル
 井上 錦吉 名古屋バルブ株
 大塚 忠勝 名古屋バルブ株
 岡崎 武 (株東海事業代表取締役
 粥川 長司 (株粥川商店代表取締役
 笠井 清隆 (有)笠井組代表取締役
 片桐 勝利 中央板紙株中津川工場
 風間 敏弘 東清運輸株
 加藤 幸夫 三菱電機株中津川製作所
 木村 虎男 (株)木村代表取締役
 國島 弘 (株市川工務店代表取締役副会長
 熊谷 正三 東濃地域産廃協会長
 小嶋 道男 掛斐本巣地域産廃協会長
 後藤 利夫 岐阜県家庭紙工業組合理事長
 後藤 昭二 青協建設株
 佐藤 敏一 羽島地域産廃協会長
 清水 道雄 笠置産業株代表取締役
 鈴村 兼利 平成舗道(有)代表取締役
 住田 治郎 岐阜市産廃協会長
 田中 一郎 日本環境株代表取締役会長
 田中 寛 伊勢湾防災株

田中 良一	岐建木村株
高井 信夫	タカイ商事株代表取締役
鳴川 俊春	(元) 春田組
丹羽恵三郎	(有)丹羽建材代表取締役
西山 伸夫	株土屋組
野々村 清	株野々村商店代表取締役
野村清晴	フジムラサービス株代表取締役
長谷川俊一	中濃地域産廃協会長
日比野準一	岐阜県陶磁器工業共同組合連合会
松葉 浩充	恵那地域産廃協会長
三浦 茂	(有)三浦産業代表取締役
三原 英雄	(元) 川崎重工業株
松浦 義規	住田整染株
水谷 重雄	日興土木株代表取締役
宮地 輝明	本州製紙株中津工場
山村 けい	山村碎石株
山本 保	青協建設株

協会運営功労者

青山 正吾	本協会理事
小倉 満	タ
粥川 長司	タ
木村 虎男	タ
國島 弘	タ
後藤 利夫	タ
清水 道雄	タ
鈴村 兼利	タ
住田 治郎	タ
田中 一郎	タ
三浦 茂	タ
山村 けい	タ

(50音順 敬称略 産業廃棄物処理推進協議会長を「産廃協会長」と略させていただきました。)

産業廃棄物対策基金 3億4千万円に

行政、処理事業者、排出事業者が一体となって³産廃処理の信頼性の保証、³処理にかかる不測の事態への対応。を目的として、平成2年に創設された産業廃棄物対策基金は、各位の絶大なご協力により、平成4年度末には、当初の3年間の目標額3億円を達成し成功裡に、その第一期造成事業を終えたところであります。

その後昨年度1年間は、一般会計からの繰入、新規加入正会員の特別会費、寄付等で造成に努めてきましたが、本年3月末（平成5年度末）には次表のように3億4千万円に達しました。

今後とも、造成にご協力を願いいたします。

拠出区分	平成4年度末	平成5年度末
県・市町村	149,998千円	149,998千円
正会員	81,459	84,703
排出事業者	40,055	41,925
利息・繰入等	42,494	65,194
計	314,006	341,820

各委員会開催

第2回適正処理委員会

7月7日午前10時からレストラン・フジで

議題 ①岐阜県産業廃棄物問題懇話会の報告について

②自主パトロールについて

特に本委員会には理事長も出席され、①の議題については、理事長から第1回懇話会の報告がなされ、協会としての今後の対応について各委員の意見が聴取されました。

第2回研修指導委員会

7月21日午前10時から協会事務所で

議題 ①各種の大蔵認定講習会への支援体制について

②ウエステック'94の視察研修の実施方

法について

①については、今後、8月予定の許可講習延4日及び10月予定の管理責任者講習延4日に、1日当たり1~2名の委員が受付、会場整理等の業務の支援にあたることが協議決定された。

②については、参加者の呼びかけ、参加費の負担金の額が協議され、今回の募集は、役員、委員等の範囲とする、参加負担金は、1人35,000円とすることが決定されました。

第3回適正処理委員会

8月24日午前10時から「めしや」で

議題 ①第2回岐阜県産業廃棄物問題懇話会について

②その他 環境衛生週間にについて

地球環境まつりについて

この委員会には、小瀬理事長及び清水副理事長が出席されました。

①については、小瀬理事長から、去る7月29日開催の第2回の懇話会の報告がなされ、今後の対応等について各委員の意見の聴取がありました。

②の環境衛生週間にについては、厚生省主唱で9月24日から10月1日までを同週間として全国的に環境衛生に関する啓発活動が行われるが、これに協会としても協力することが協議決定されました。

第2回広報編集委員会

8月25日午前10時からレストラン・フジで

議題 ①会報20号の発行について（報告）

②会報21号の編集方針について

③その他 地球環境まつり等について

②の議題については、21号（本号）は、去る6月27日開催の創立5周年記念式を特集することで協議決定されました。

第2回総務委員会

8月26日午前10時からレストラン・フジで

議題 ①地球環境まつり'94協賛事業について

②第2回理事会提出議案について

③会員調査の結果について

議題①については、10月8日(土)に大垣市で実施される県主催の「地球環境まつり'94」に協会としても協賛することとし、その実施方法等について協議された結果、委員会内に三浦委員をリーダーとする検討チームを編成し、そこで具体的な実施計画をたてることが了承決定されました。

②については、次回理事会に提出する議案が協議され、会費未収金による収入補正、創立5周年記念事業や地球環境まつり事業実施に伴う支出補正等の予算補正を主な議案として了承されました。

③については、4月22日付けで行った会員調査の結果を事務局から報告し、その結果についての対応が協議されました。特に長期にわたっての会費滞納会員、調査に応答のない会員等への対応については、委員会内に「組織強化検討プロジェクトチーム」を編成して組織強化について検討することが決定されました。

猛暑のなか、処理計画説明会、 許可講習会が開催される

産業廃棄物処理計画説明会

7月12日、15日、21日の3日間それぞれ大垣市民会館、可茂総合庁舎、水産会館の3会場で処理計画の説明会を開催しました。

この説明会は、県が本年3月策定した第4次産業廃棄物処理計画の周知、普及を図るため、県と協会が共催で行ったもので、折からの猛暑(可茂会場の7月15日は、県内の観測史上最高の39.1℃が記録された。)にもかかわらず、全県下の排出事業所、処理事業所から、総計495名が参加され、熱心に聴講されました。

なお、会場別の参加者は、次のとおりでした。
大垣137名、美濃加茂162名、岐阜196名



猛暑の中、熱心に聴講する参加者(可茂会場で)

大臣認定許可講習会

8月4日から7日までの4日間、大臣認定の産業廃棄物処理業の新規許可処分課程の講習会が、「サンレイラ岐阜」で行われました。

この講習会も、猛暑の真只中で、会場一杯の160名の受講者は連日朝9時から午後5時までの缶詰受講に、いささかグロッキー気味で、ジュース等で水分を補給しながら受講してみました。

幸いにして、この講習の受講者は、全員合格されました。全員合格は、これまでの当協会実施の講習では初めての快挙です。

参加者は、次のとおりでした。

県内71名、県外89名、計160名

なお、処理計画説明会、講習会とも開催期間中毎日、研修指導委員の方のご支援を得ました。ここに改めてお礼申し上げます。



猛暑のなかテストに取り組む受講者

日本一住みよいふるさと岐阜県をめざして

—岐阜県第五次総合計画—

岐阜県企画部企画調整課

岐阜県では、このほど平成6年度から10年間を計画期間とした岐阜県第五次総合計画を策定しました。その内容を御紹介します。なお、第五次総合計画は、326ページにわたる大冊ですが一般向けに財岐阜県広報センターを通じて、県民ふれあい会館の岐阜県情報サロン（電話058-277-1026）及び県の街角情報コーナーの設置されている書店において、価格3,000円で販売しています。

1. 県民手作りの総合計画

第五次総合計画は、今後5年間の県政運営の指針となるものであり、人と人、人と自然の「共生」を基本理念とし、「日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」を基本目標としています。そのため、社会的に恵まれない立場にある方々の生活の現場に立った温かい「気配りの県政」と、時代の流れに先手を打ち県民生活を豊かにする「先取りの県政」を両輪として、県民総参加の「夢おこし県政」を進めることとしています。

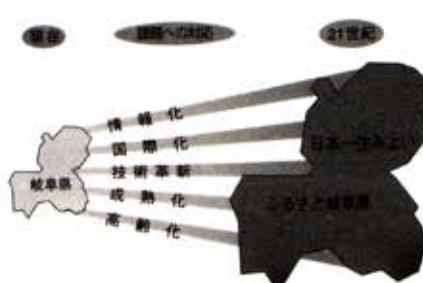
また、この総合計画は、策定に当たって、平成元年から本県で進めている「夢おこし県政」に寄せられた県民の皆さん夢や、各地域、各界の代表者の方々の意見をできる限り反映させており、いわば県民自らが策定した「県民手作りの計画」

となっています。

2. 計画のあらまし

「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりという第五次総合計画の目標の実現に向け、「安心して暮らせる岐阜県づくり」「便利に活動できる岐阜県づくり」、「快適な生活を楽しめる岐阜県づくり」、「活力があふれる岐阜県づくり」を4本の柱として岐阜県づくりを推進することとしています。また、特に重点的に推進するものとして、43本の「夢そだて拠点づくり重点事業」を掲げています。また、地域計画では、県内を大きく岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨の5圏域に分け基本的な方向を示すとともに、10の広域市町村圏ごとに21世紀を目指した、ハイテク、ハイタッチによる整備方法と事業計画を明らかにしています。

21世紀への課題



3. 4本柱の施策の推進

総合計画の4つの柱である安心・便利・快適・活力の概要を御紹介します。

(1)安心して暮らせる岐阜県づくり

人生80年時代を迎えた今日、生涯を健康で、心豊かに暮らしたいと願う気持ちは、誰でも同じです。そこで、県民誰もが健康でいつまでも青春を楽しめるようにするために、国際健康保養地づくり、ゴールドプラン目標の2~4年前倒しによる高齢者在宅福祉三本柱の推進を図ることとしています。

また、本県は、急峻な地形や低湿地帯を貫流する河川などによって、過去に多くの災害に悩まされてきました。そこで、自然災害を未然に防止するためのダムの建設などを進めることとしています。

(2)便利に活動できる岐阜県づくり

本県は、日本の真ん中に位置するという地の利があります。この地の利を生かしていくため、東海北陸自動車道、東海環状自動車道、中部縦貫自動車道の新高速三道や、リニア中央新幹線、中部新国際空港等の整備により、全国的かつ世界的な

交流を容易にし、名実ともに日本の要衝にしていきます。

また、ニューメディアが生活のあらゆる面で普及し、情報化はさらに進展するといわれています。そこで、必要な情報がいつでもどこでも取り出せる情報ネットワークを整備し、県内の「情場」づくりを進めることとしています。

(3)快適な生活を楽しめる岐阜県づくり

本県は、飛騨の緑の山々、清流長良川に代表される水という豊かな自然に恵まれています。また、古来から東西の文化・経済の接点として発展してきたことから、多様な文化が残されています。これらの貴重な財産を後世に残しながら、花・音楽・スポーツなどの21世紀型の生活文化インフラの整備を進めるとともに、平成記念「緑のふれ愛広場」の整備、全県域下水道化の推進、住宅等の都市基盤の整備を進めることとしています。

また、地球的規模での環境問題に対応していくため、リサイクルセンターの整備、リサイクル製品の利用促進や、廃棄物の適正処理などを推進することにより環境を保全し、地域特性に応じた快適な生活を楽しめる岐阜県づくりを推進するものとしています。

○廃棄物・リサイクルの五原則

- ① リサイクルの徹底……可能なものは全てリサイクルする。
- ② 安 全 第 一……廃棄物処理時において、充分な安全の確保を図ると共に、環境を保全するための最大限の配慮をする。
- ③ 自 己 完 結……自己処理を原則とし、地域内で発生したものは地域内で処理する。
- ④ 公 共 関 与……公共が関与して、県民の理解を得やすい処理体制を整備する。
- ⑤ 複 合 行 政……廃棄物処理施設の熱源等を利用して他の施設との複合化を図るなど、総合的な施設を整備する。

産業廃棄物処理対策

- 産業廃棄物の発生を抑制するため、産業廃棄物排出者による自社処分を促進するとともに、地域内での適正処理を促進します。
- 産業廃棄物の適正処理を推進するため、適正な処理委託の実施、管理体制の整備、最終処分場の確保などを促進するとともに、公共関与のあり方について検討します。
- 下水汚泥の効果的、安定的処理を進めることで、下水汚泥総合処理計画を策定します。

(4)活力があふれる岐阜県づくり

経済の国際化・自由化、技術革新の時代に対応するためには、研究開発を推進するとともに、既存産業の高度化に加え、21世紀に対応できる新しい産業の導入・育成を進めていく必要があります。

す。

また、各地域では、新しい産業の展開を図る「ハイテク」による地域づくりを進めていくこととしています。そこで、ソフトビアジャパン、VRテクノセンター・VRテクノジャパン、東濃研究学園都市構想などにより、21世紀の新しい産業の基盤づくりを行っています。

また、農山村では地域の特性を生かして、個性と魅力ある農林業を創造していくため、農産物流通体制の整備、森林・山村の活性化などを推進することとしています。

さらに、勤労者のゆとりを生む労働時間の短縮、女性の地位向上のための環境の整備、産業の振興を担う個性ある優秀な人材を育成する高等教育機関等の整備を図ります。また、観光の振興を進めるとともに、イベントの開催、国際交流拠点の整備などを通じて県内、県外はもとより、国際的なネットワークづくりを進め、地域が発展していくことができるよう、活力があふれる岐阜県づくりを推進することとしています。

地球環境まつり'94

10月8日(土)に大垣市で開催

協会は、協賛事業として「廃棄物クイズ」を実施。多数のご参加を

「地球にやさしく エコライフ！」をテーマにした「地球環境まつり'94」が、来る10月8日(土)に大垣市の大垣競輪場で開催されます。今回の地球環境まつりは、県の中枢工業都市大垣市で行われ、かつ、その日が学休日もあることから、実施主体も環境、消費生活、教育、婦人団体等幅広く参画し、参加数も20,000人が見込まれ、それだけに、イベントの内容も多彩なものとなっています。

また、協会としては、この「地球環境まつり」の協賛事業として、「廃棄物クイズ」を実施し、一般県民に廃棄物の適正処理、リサイクルの重要性について啓発する予定です。

「まつり」の概要は、次のとおりです。多数の皆さんの参加をお待ちしております。

- 1 実施時期 10月8日(土) 10時～16時
- 2 実施場所 大垣競輪場（大垣市早苗町）
- 3 内容
 - ① リサイクル楽市楽座（不用品のフリーマーケット）
 - ② 環境美化推進大会（環境美化等の功労者表彰）
 - ③ 講演会等 つボイノリオ他（廃棄物の減量化、リサイクルに焦点を当てたシンポジウム）
 - ④ 展示コーナー
 - 環境コーナー（パネル展示、生分解プラスチック製品、エコマーク商品）
 - リサイクルコーナー（再生業者等による環境機器）
 - 省エネコーナー（電気自動車、ソーラーカー、ソーラーハウスミニモデル）他
 - ⑤ 実践コーナー
 - 婦人団体のリサイクル活動事例発表
 - 食用油劣化度テスト
 - 親子工作コーナー、ロボット競技 他
 - ⑥ ステージアトラクション
 - 人形ミュージカル
 - 歌謡ショー、マジック 他
 - ⑦ その他 飲食コーナー、物産店、花の即売等
盛り沢山のイベントがあります。

⑧ 実施主体

- ・主催 岐阜県、大垣市他2団体
- ・協賛 当協会他環境、消費関係団体11団体
- ・協力 教育、婦人関係団体5団体

協会は、「廃棄物クイズ」を実施

協会は、この「まつり」に「ゴミから生まれた貴重な資源は？」をテーマとしたクイズコーナーを出展することになりました。

これは、総務委員会に設けられた「まつり実行検討チーム」で練り上げられた催しで、その内容は、数種の産業廃棄物と、それらから作られた数種の再生品を展示し、どの廃棄物からどの再生品が出来たかを当てさせるもので、正解者に賞品、参加者には参加賞を出し、とくに小中学生向けの啓発を兼ねた有意義な遊びとなります。

皆様も、お子様、お孫さん連れで参加され、クイズに挑戦してみてください。

産業廃棄物処理に関するアンケート調査結果 —公共関与は必要—

去る7月に3日間にわたり開催した「産業廃棄物処理計画説明会」において、参加者に「産業廃棄物処理に関するアンケート調査」を行いました。

説明会参加者495名中アンケートに回答していただいたのは237名で、設問の主なものは、①処理施設設置反対運動の要因を問うもの、②公共関与の必要性を問うもの、③産業廃棄物処理に関して困惑している事を問うもので、それらの結果は、次の表のとおりでした。

この結果で注目されるのは、①については、反対の基本的要因として「生活環境への悪影響がある」とする回答が非常に多く、関係当事者でさえ、かような認識であるということは、今後なお、課題が多いことを伺わせます。②については、「公共関与」は必要とする回答が圧倒的に多く、回答した排出事業者のは、100%が、処理業者も70%が公共関与は必要としていました。その理由も現下の困窮した処理場難から、今後の処理体制へ向けての「当然の流れ」という受け止め方が多くみられました。また③については、設問の性格上回答枝が分散したが、「処理料金が高い」とする回答が最多で、「処分場の確保難」が、これに続きました。現下の廃棄物処理の基本的問題が潜んでいることが伺がれます。

このアンケート結果については、産業廃棄物関係者の貴重なご意見として、今後の協会活動に反映させていきたいと考えております。

① 設問 各地で起きている「処理施設設置反対運動」について、あなたの見解は（複数回答）

回答 回答者 220名

〔要因となっている基本的課題〕

生活環境への悪影響	86
地域住民の無理解、被害者意識	53
処理業者への不信感	23
その他	32
無記入	66

〔解決するため必要とされる策〕

住民側への啓発・情報公開活動	102
安全性の確保と保障（公共関与）	47
処理技術の高度化	19
生活環境、地域貢献施策等の推進	17
その他	89
無記入	66

② 設問 「公共関与」について、あなたの見解は

回答 回答者 234名

必要である	187
不必要である	6
どちらとも云えない	14
無記入	27

③ 設問 あなたの事業所で産業廃棄物処理に関して困惑されている事は何か（複数回答）

回答 回答者 72名

処理料金が高い	21
処分場の確保	10
その他	60

『異常渇水』 会員事業所は節水と生産確保に四苦八苦

可茂地域産業廃棄物処理推進協議会

可茂地域の水枯れは、6月初旬から始まり、8月22日には上水35%、工水65%と過去最高の節水率の強化が行われた。しかも、一時的には上水60%、工水80%の節水率が示され、上水の5時間給水が現実化していたが、農業用水との調整により断水という最悪の事態だけは免れた。

この地域では、初期の7月11日から夜間7時間の上水の使用自粛と大口使用者に対しての節水協力要請が行われたため、他地域に比較して大きな混乱はみられなかった。

しかし、節水率の向上は、大口利用工場に頼るところが大きく、結果的に当協議会員に多くの負担が求められた。全40会員のうち、千トン以上の水を使用する工場が7つあり、そのうち上水だけを使用する製缶メーカーは5割操業となり、他地域の工場で生産の不足分を補った。井戸水だけを使用する1社は比較的影響が少なかったが、残りは表流水や愛知用水からの工業用水を利用するため、上水より厳しい対応が迫られた。

上水は3分の1カット、工水は3分の2カットとなり、操業短縮、減産などの影響が出た。新旧井戸の活用や排水のリサイクル率を上げるなどで影響を緩和する努力を行ったが、臨時の配管工事

等多くの経費を必要とした。

また、結果として高濃度の水処理が強いられ、使用薬品量の増加、処理施設のメンテナンス量の増大、排水温度の上昇などの影響も見られた。

その他の会員においても、工場内排水の見直し、空調の自粛、食堂の紙容器使用、出納持参など節水に最大限の協力をってきた。

さて、この地域の水利用は「地域内利用」であり、ごく一部の津保川流域を除いて、全て木曽川に還る特性を持っている。例えば数万トン規模で水を使用する製紙メーカーは、そのほとんどを可児市内で木曽川に排水している。水を製品として出荷する工場はなく、農業用水のように水田で大半が蒸発散するような使い方をする工場もない以上、下流部の再利用を望めない地域と渇水時に求められる対応が同じというのは、理に適っていないと考える。

今般の一連の騒ぎで、水利権の摩訶不思議さは十分周知されたと思われるが、従来の考えでは、使って返す利水者の立場は考慮されないそうである。水取扱を科学的に考え、上流県の立場に理解を示されるような水行政のあり方を望むものである。

産業廃棄物処理の委託契約

産業廃棄物の処理は、その排出事業者が自ら行わなければならないとされており（法10条1項）、排出事業者が自ら処理出来ない場合等には、その処理を廃棄物処理業の許可を受けている処理業者に委託して処理しなければならないとされています（法12条第3項、12条の2第3項）。

この委託契約は、書面（契約書）で行わなければならず、しかも、その契約書に記載すべき最小限の事項（必要的記載事項）も法定されています。

産業廃棄物の処理委託の契約書による契約は、平成4年の廃棄物処理法の改正によって義務付けられましたが、その後、厚生省の通知、疑義解釈等によって運用の基準が示されてきましたが、このほど、次の通知が相次いで出され、委託契約の基準に関する諸規定がこれら3つの通知に集約整理されました。

通知

- ① 産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に関する留意事項について（平成6年2月、衛産第19号）
- ② 産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について（平成6年2月、環産第20号）
- ③ 産業廃棄物処理委託標準契約書について（平成6年7月、衛産第66号）

産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者の殆んどが、その処理を産業廃棄物処理業者に委託している実態にあります。一方、産業廃棄物の処理業者は、その百パーセントが、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託していることになります。

このような実態を見ると、産業廃棄物が適正に処理されるか否かは、その処理の入口である処理委託契約が適正に締結されているか否かにかかっていると云っても過言ではありません。

本誌では、以下、順に号を追って、上記の三つの通知を紹介いたしますので、この基準に従って適正な委託契約の締結に努めてください。

産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に関する留意事項について

平成6年2月17日、衛産第19号
厚生省産業廃棄物対策室長から各都道府県
政令布産業廃棄物行政主管部(局)長宛通知
(改正 平成6年7月29日衛産第66号)

産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準については、平成4年7月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）の施行及びそれに伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同法施行規則の全面的改正により、諸般の規定が整備されたところである。

今般、こうした諸規定の整備を踏まえ、産業廃棄物の適正な委託がなされるよう、下記のとおり産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に関する留意事項を取りまとめたので、これに従い委託基準等の適切な運用を図られたい。

第1 総 論

産業廃棄物の処理の委託及び再委託が適正に

解説

行われることは、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を明確化し、産業廃棄物の適正処理を確保する上で極めて重要であるので、事業者等に対し、委託基準に基づき適正な委託が行われるよう十分指導されたいこと。

第2 受託者の事業の範囲の確認

1 事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、運搬について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年法律第137号。以下「法」という）第14条第1項の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者、処分については同条第4項の許可を受けた産業廃棄物処分業者その他の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、当該委託しようとする産業廃棄物の処理の業務をその事業の範囲に含むものであることを十分確認し、その者とそれぞれ直接契約を締結し、委託をしなければならないこと。

したがって、運搬のみを業として行うことのできる者に対し、当該産業廃棄物の処分を委託することができないことはもとより、処分を業として行うことのできる者に委託する場合であっても、その者が委託しようとする産業廃棄物の処理の内容をその事業の範囲に含んでいなければ委託できないので、事業者等に対しこの趣旨の徹底を図られたい。

また、この趣旨の徹底のため、排出事業者と産業廃棄物収集運搬業者との間の契約及び排出事業者と産業廃棄物処分業者との間の契約という二者間契約の徹底を図られたいこと。

2 特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合も、受託者の事業の範囲を確認することは同様であるが、特別管理産業廃棄物は、それ以外の産業廃棄物とは運搬、処分等の委託の基準を異にし、別個の処理体系に基づいて処理されることとなるので、この点を含め、上記1の趣旨の徹底を図られたいこと。

なお、特別管理産業廃棄物である感染性産業

廃棄物又はばいじんの処理を行うことができる者は、それぞれ特別管理一般廃棄物である感染性一般廃棄物又はばいじんの処理をも行うことができるること。

3 事業者が産業廃棄物処理業者等の事業の範囲を確認しようとする場合には、必ず許可証に基づき行うほか、公的機関が作成する許可業者の名簿による確認、許可権者への照会等確実な手段により行うよう指導すること。

4 都道府県・政令市においては、産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生に関する適正な委託が行われるよう、産業廃棄物処理業者等の名簿を作成しておくことなどにより、排出事業者からの求めに応じて産業廃棄物処理業者等の許可状況に関する情報が提供できる体制の整備に努めること。

5 このほか、相当量の産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託する産業廃棄物処理業者等が適切な許可を有することのみでなく、運搬機材の種類及び数、処理施設の能力、作業員の数、処理の実績等から、委託する産業廃棄物を実際に処理しうるだけの能力を有していることを確認することについても、事業者に対し指導されたいこと。

第3 委託契約書

1 事業者は、その排出する産業廃棄物の処理を他人に委託しようとするときは、書面による委託契約を締結して委託しなければならず、かつ、当該委託契約書に委託する産業廃棄物の種類及び数量等一定の事項についての条項が含まれていなければならないこととされているが、書面による委託契約の徹底は産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を明確にする上で極めて重要なことから、特にこの点を重視して事業者等の指導に努められたいこと。

2 委託契約に記載する事項のうち、委託する産業廃棄物の種類及び数量については、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和

46年政令第300号。以下「令」という)で規定する19種類の区分ごとにその種類を記載すること。なおこの場合、廃棄物が一体不可分に混合している場合にあっては、その廃棄物の種類を明記した上で、それらの混合物として、一括して数量を記載しても差し支えないこと。

また、数量については、原則として、計量等により産業廃棄物の数量を把握し、記載することとするが、廃棄物の種類に応じ、車両台数、容器個数等を記載するなど、契約当事者双方が了解できる方法により記載することをもって代えることができる。

第4 特別管理産業廃棄物に係る事前文書

- 特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を他人に委託する場合には、委託しようとする者に対し、委託に先立って委託業務の遂行に必要な情報を文書に記載して提供しなければならないこと。これは、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある特別管理産業廃棄物について受託者による適正な処分が行われることを確保するため、委託者がその特別管理産業廃棄物の処理に必要な情報を受託者に伝達することを義務付けたものであること。
- したがって、この文書の交付は、当該文書と文書の交付に係る特別管理産業廃棄物とが具体的に特定できるようにして行わなければならぬことについて、事業者等に対し指導を徹底すること。
- なお、受託者が平成5年3月厚生省・通商産業省告示第1号「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」に基づく危険有害化学物質の取扱事業者に該当する場合にあっては、事前文書の作成等に当たり、当該告示に示された「化学物質安全性データシート」を活用するよう、委託者を指導されたいこと(別添参照)。

この場合、当該データシートの記載内容等について、平成5年3月26日付け衛生第37号・

5基局第123号厚生省生活衛生局長・通商産業省基礎産業局長通知「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針について」も参照されたいこと。

第5 産業廃棄物処理責任者

産業廃棄物の適正な委託処理のため、研修会の実施等により法第12第4項に規定する産業廃棄物処理責任者に対する指導を充実させるとともに、産業廃棄物処理責任者を置くことが義務付けられていない事業者に対しても、産業廃棄物の処理を適正に行うべき立場にある者を指定させることにより、責任体制を確立するよう指導すること。

第6 事業者等に対する監督の徹底

- 事業者に対する報告の徴収、立入検査を徹底させることにより、法上の義務の履行状況を把握すること。その際、委託基準違反等の違反事例があった場合には、個別に指導し是正せるとともに、必要に応じ命令、告発等の措置を積極的に講ずること。
- 産業廃棄物処理業者等に対しても、法に基づかない処理の再委託が行われないよう、報告の徴収、立入検査を強化することにより、法上の義務の履行状況を把握し、特に、その者が使用権限を有する施設・設備、その者の雇用する従業員により実際の処理が実施されているかについて監視指導を徹底すること。

第7 処理の再委託

- 産業廃棄物処理業等の許可を受けた者が委託を受けた産業廃棄物の処理を更に他人に委託することは、その処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあるので、これらの者がその産業廃棄物の処理を他人に委託することは原則として禁止されていること。
- 法第14条第9項ただし書又は第14条の4第9項ただし書の規定により、事業者から委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に再委託をする場

合には、それぞれ令第6条の8又は第6条の11に定める再委託基準に従って他人に委託するほか、当然のことながら、委託の範囲は事業者から委託を受けた内容に限定されるものであること。

第8 マニフェストシステムの活用

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を排出する事業者が、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、平成2年3月26日付け衛生第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム（積荷目録制）の実施について」に基づき、マニフェストシステムを実施するよう、引き続き関係者に対し周知徹底を図られたいこと。

なお、当該マニフェストシステムが実施され、運搬の委託を受ける者及び処分の委託を受ける者に対しマニフェストが交付された場合、令第

6条の2第4号の文書については、これを交付したものとみなして差し支えないこと。

第9 輸入された廃棄物に係る委託基準

廃棄物を輸入する者がその運搬を他人に委託する場合にも、その運搬が国内（領海内を含む）において行われるときは、運搬の委託基準が適用されること。この点については、産業廃棄物収集運搬業等の許可を要しないこととされている者、例えば、「自ら輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者」に対しその運搬を委託する場合も同様であること。

なお、厚生大臣の許可を受けて輸入された廃棄物については、他人にその処分を委託することが禁止されていること。

別添 略

産業廃棄物処理委託標準契約書について

このほど、平成6年7月29日付け、衛産第66号、厚生省産業廃棄物対策室長名をもって、「産業廃棄物処理委託標準契約書」（いわゆる契約書のひな型）の「決定版」が示されました。

ところが、上記の通知のひな型が出たことによって、本県の産業廃棄物処理関係者には、次の三つのひな型が示されたことになります。

- ① 岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成5年4月30日）の「処理委託指針」に示された契約書の参考例文（以下に「岐阜県版」という）
- ② 平成6年7月29日付けで示された標準契約書（以下「厚生省版」という）
- ③ 平成6年1月11日付け、建設八団体廃棄物対策連絡会から示された「建設廃棄物処理委託契約書」（以下「建設版」という）

さて、以上3つの「ひな型」は、それぞれ、どこがどのように違って、どれを使ったらいいのかが、問題になるところです。

もともと、私法上、契約は自由であり、契約の方法等の如何を問わず、当事者間の意思の合致があれば成立するものです。ところが、廃棄物の処理は、その公益的影響性を考慮して、廃棄物処理法によって、その処理委託契約に公法的な制限が加えられました。即ち、処理の委託契約は、書面（契約書）で行わなければならない。そして、その契約書には、8項目の事項を記載しなければならない（必要的記載事項）とされています。いわば、契約の方法の自由に加えられた制限とも云うことができます。

そこで、上記の三つの「ひな型」を比べてみると、先づ、共通点として、8項目の必要的記載事項は、

当然のことながら、いずれの「ひな型」にも満たされています。異なるところは、岐阜県版と厚生省版の両者は、どのような廃棄物にも対応できる汎用性がありますが、その両者の成立の時期の違いもあって厚生省版は岐阜県版よりも、2、3の必要的記載事項を明確に表記し、全体として、条項が簡潔に整理してあると云えます。いずれに基づいても差し支えはありません。

建設版は、建設工事関連で出る廃棄物の特殊性を考慮したもので、様式そのものの中に建設系廃棄物が数種類印刷されており、扱い品目によって選択するようになっており、一般の工場廃棄物には使用しにくく、まさに建設工事専用の「ひな型」であって、建設関係団体を通じて、普及が図られ

ています。

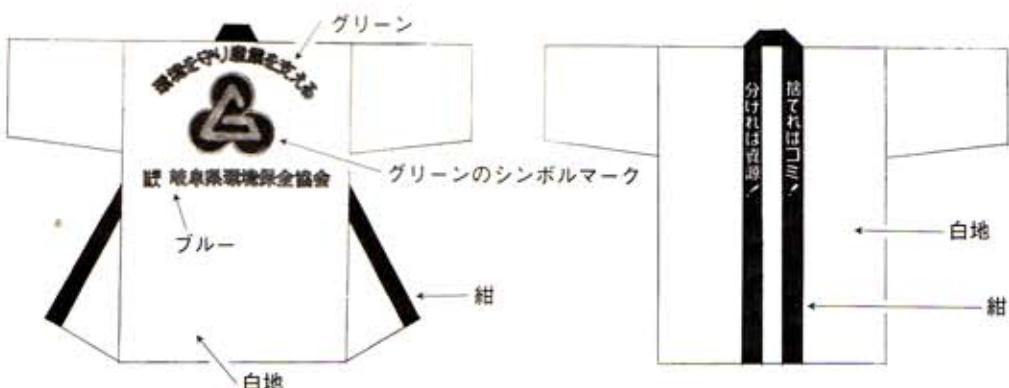
もとより、「ひな型」とは、あらゆる事業者等の契約において記載が必要な一般的な事項を記載したものであり、個々の事業者等がそれぞれの廃棄物処理の特性等を勘案して個別に契約書を作成することは、その中に必要な記載事項が満たされている限り、差し支えないものとされていますが、産業廃棄物処理の適正な委託、ひいては廃棄物そのものの適正処理のためには、それぞれの部門において練りに練り上げられた「ひな型」に基づく契約を締結することが好ましいといえます。

なお、平成6年7月29日付け、衛産第66号通知による「標準契約書」は、次号以下で紹介します。

ハッピを作りました

協会は、これまで、地球環境まつり、環境週間行事など多くの一般住民に対する啓発活動を行ってきましたが、その「主要な道具」である「ハッピ」は、残念ながら、その都度県からの「借り物」で過ごしてきました。これでは、協会の存在もアイデンティティーも發揮できないと、このほど大奮發をして、次のようなハッピを50着調製しました。

白地にグリーンのシンボルマークは、一きわ鮮やかに映り、早速、10月8日の地球環境まつりには威力を發揮することになります。ご期待ください。



岐阜県の環境関係刊行物

- (見方) 1. 単行、定期刊行の別 (年刊、季刊等) 2. 発行年月日
3. 編、著者 4. 装て (版型、頁数) 5. 頒布価額
6. 発行所又は頒布元 7. その他 8. 内容

○ 岐阜県環境白書

- 1 年刊
2 毎年10月下旬
3 岐阜県衛生環境部
4 A5版 約330頁
5 1,000円 (送料別)
6 岐阜県公害防止協会
〒500-70 岐阜県衛生環境部環境管理課内
TEL058-274-1111 (2579)
7 パックナンバーはないですが、平成5年度版については、残部あります。
8 岐阜県の環境の現状をわかりやすく、いろいろなデータをそろえて、紹介しています。

○ らいちゃま博士の環境探検 (環境副読本)

- 1 単行本
2 平成5年3月
3 岐阜県
4 B5版 約40頁
5 350円 (送料別)
6 岐阜県公害防止協会
〒500-70 岐阜県衛生環境部環境管理課内
TEL058-272-1111 (2579)
8 地球環境問題から身近な環境問題まで、県のシンボルマスコットである「らいちゃま」と「らいちゃま博士」を案内人として、児童に親しみやすく、わかりやすいものとなっています (小学校高学年対象)。

○ 岐阜県地域環境保全指針

- 1 単行本 (『環境配慮のためのデータブック』)

を含む)

- 2 平成6年5月
3 岐阜県 (衛生環境部環境管理課)
4 A4版 約70頁 (『環境配慮のためのデータブック』 A4版 約230頁)
5 2,600円 (送料別)
6 地域環境保全普及会
〒500-70 岐阜県衛生環境部環境管理課内
TEL058-272-1111 (2565)
8 開発事業者が自主的に環境保全対策を実施し、快適な環境を創造することを目的として、この指針を策定。(1)当指針の規定及び環境配慮事項の内容を記載 (2)貴重な動植物、名勝等のカラー写真を掲載 (3)別冊「環境配慮のためのデータブック」(①県内の環境配慮が必要な環境資源②自己判定表の様式)付き

○ 岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

- 1 単行本
2 平成5年6月30日
3 岐阜県衛生環境部環境整備課
4 B5版 250頁
5 2,000円 (送料別)
6 (社)岐阜県環境保全協会
〒500 岐阜市薮田南1-11-12 水産会館
TEL058-272-9293
7 県下の保健所でも取扱っています。
8 廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関し、関係者が遵守すべき事項を具体的に示したもので、本文は、事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設等の8章から成り、この本文に加

えて許可申請等の各種様式、施設の構造・管理の指針、環境影響調査技術指針等が掲載されています。本県内で産業廃棄物を扱う者の必携の書もあります。

○ 岐阜県第四次産業廃棄物処理計画

- 1 単行本
- 2 平成6年6月
- 3 岐阜県衛生環境部環境整備課
- 4 A4版 73頁
- 5 500円（送料別）
- 6 (社)岐阜県環境保全協会
〒500 岐阜市萩田南1-11-12 水産会館
TEL058-272-9293
- 8 岐阜県における産業廃棄物処理の基本方針を定めたもので、大量に発生する産業廃棄物を適正に処理するための基本原則と、事業者、処理業者、市町村のそれぞれの責務と役割が定められています。

その他、県内の産業廃棄物の発生と処理の現状に関する豊富なデータが掲載されています。

○ 岐阜県保健環境研究所業務概要

- 1 年刊
- 2 毎年12月頃
- 3 岐阜県保健環境研究所
- 4 B5版 70頁
- 5 無料
- 6 岐阜県保健環境研究所
〒500 岐阜市野一色4丁目6番3号
TEL058-246-1101
- 7 県内試験研究機関等に配布
- 8 保健環境研究所が実施している業務内容についての年度ごとの報告書であり、研究所の沿革、運営概要（組織・予算）、試験検査の概要、調査研究の概要、保健所等の技術指導・援助、施設・検査備品等によって構成されている。

○ 岐阜県保健環境研究所報

- 1 年刊
- 2 每年10月頃
- 3 岐阜県保健環境研究所
- 4 B5版 100頁
- 5 無料
- 6 岐阜県保健環境研究所
〒500 岐阜市野一色4丁目6番3号
TEL058-246-1101
- 7 国内の保健環境関連試験研究機関等に配布
- 8 保健環境研究所で実施した調査研究についての報告書であり、研究論文誌の形式で記述している。また、職員が他誌に掲載した論文の要約あるいは学会発表した演題についても記載している。

○ ニュースレター

- 1 年2回
- 2 每年2月、10月
- 3 岐阜県保健環境研究所
- 4 A4版 6頁
- 5 無料
- 6 岐阜県保健環境研究所
〒500 岐阜市野一色4丁目6番3号
TEL058-246-1101
- 7 県内行政機関、試験研究機関、教育機関等に配布
- 8 「保健」と「環境」の両分野における行政機関や教育機関の担当者を対象にして、その時々の話題や研究所で実施している調査研究の成果の一端などを取り上げて分かりやすく解説しており、日常業務の役に立てる情報となっている。また、お知らせコーナーで研究所の新着図書、人事短信などについても記載している。

(注)保健環境研究所の刊行物は、一般にはお預けしていませんが残部があれば、希望者にお預けしております。

環境を守り、産業を支えるために……！

協会への加入をご検討ください

私たちの協会は、平成元年4月に岐阜県及び県下全市町村の強いご指導のもとに設立された公益法人で、産業廃棄物を処理する者をはじめ排出する事業所にもご参加頂いて組織されております。加えて、初代理事長には梶原知事をお迎えするなど全国でも類を見ない組織として注目されております。

その設立の理念を「環境を守り、産業を支える」に置きながら、地域社会に貢献できる産業廃棄物処理施設の実現に向けて懸命な努力を重ねて参りました。

また、会員の尊いご負担により運営されている協会ではありますが、「産業廃棄物対策基金の造成」、「各種講習会・研修会等の開催」など公益的事業にも積極的に取り組んで参りました。特に改正法の施行以来、国・県の行う諸施策を円滑に推進するため重要な役割を果たしてきたと自負しております。厚生大臣認定各種講習会の開催、マニフェストシステムの普及などはその一例となるものであります。幸いにして、会員をはじめ多くのご支援者から暖かいご理解・ご協力を賜り着実に成果を挙げてきたことを、私たちは誇りとしているものであります。

しかし、山積する諸問題に思いを馳せるとき、その成果は微々たるものと云わざるを得ません。いま、私たちは次なる飛躍を期すため1社でも多くの方々に協会活動へ参加して頂くことが、何よりも大切だと痛感しております。

是非、本協会への加入についてご検討くださいますようお願い申し上げるものであります。

社団法人 岐阜県環境保全協会
〒500 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館内
TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

会員の構成

正会員	岐阜県知事又は岐阜市長の許可又は指定を受けて、産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者 自ら産業廃棄物の最終処分を行っている事業者	現会員 176
賛助会員	産業廃棄物の排出事業者等	現会員 43
特別会員	行政機関等（岐阜県、岐阜市、県市長会、県町村長会）及び学識経験者	現会員 8

会 費

正会員	入会金 10,000円 会費（月額）収集運搬業 10,000円 中間処理業 20,000円 最終処分業 30,000円 ○他に産業廃棄物対策基金の賦課金（業別所定額）を3年間納めていただきます。
賛助会員	会費 年額 30,000円

大臣認定 産業廃棄物処理業許可講習会

平成6年度下期分の開催日程発表される

岐阜県では、新規許可産業廃棄物収集運搬課程を来年2月に実施、受講申込受付中

大臣認定産業廃棄物処理業に関する許可講習会の平成6年度下期分（平成6年10月～平成7年3月）の全国における開催日程が発表されました。

その実施府県別開催一覧は、別表1（新規許可）及び別表2（更新許可）のとおりです。

受講希望者は、希望する許可種別、課程の講習会の実施日程などを「講習会実施要領」で確かめ、その実施機関となる都道府県の産業廃棄物協会へ申し込んでください。この場合、予め電話等で問い合わせをしてから、申込み手続きを取ってください。

なお、「講習会実施要領」は、岐阜県内では各県立保健所の環境衛生係、岐阜市役所環境総務課又は当協会事務局において配布しています。

岐阜県実施の産業廃棄物新規収集運搬課程 講習会の申込手続き

平成6年度下期分として当協会が行う講習会は、次のとおりです。受講申し込みを受付けています。受講希望者は以下により手続きを進めてください。

第1 講習会の種別・開催日程

種 別	開 催 期 日		定 員	会 場
産業廃棄物処理業 新規許可収集運搬 課程	第 1 回	平成7年2月14日(火) ～2月15日(水)	150名	岐阜市薮田東1-2-3 「サンレイラ岐阜」
	第 2 回	平成7年2月16日(木) ～2月17日(金)	150名	

第2 受講申込みの方法

- 受講希望者は、予め当協会に電話で連絡され、受講申込み状況を確認し、即刻、予約申込みをしてください。
- 申込予約は、第1回目の講習会から順次受付けていきますので、ご了承ください。
- 予約が受けられた方は、その日から1週間以内に受講申込書を当協会へ提出してください。期限を経過した場合には「辞退されたもの」として処理させて頂きますので、ご了承ください。
- 受講申込書（講習実施要領に綴込み）は、県下の各保健所（岐阜市は市役所の環境総務課）又は当協会で入手してください。遠隔地等で止むなく郵送を希望される方は、270円切手を貼付し、送付先を明記した角3型封筒を同封して当協会へ申出してください。

お 知 ら せ

第3 その他

- 受講決定通知のハガキは、開催日1か月前頃に送付する予定です。
- 受講申込書提出後の変更は、ご容赦ください。
- その他、不明な点は、当協会へお尋ねください。

別表1 新規許可講習会開催日程表

都道府県区分	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業
福井	7年1月／18～19	11月／29～12月／2
山梨	7年1月／10～11	
長野		
岐阜	7年2月／14～15、16～17	
静岡	12月／5～6	
愛知	11月／1～2 7年2月／7～10	
三重		7年1月／17～20
滋賀	11月／15～18	
京都		
大阪	10月／12～13 12月／5～6 7年2月／9～10 11月／28～12月／1	7年1月／16～21
兵庫	11月／29～30 7年1月／26～27	7年2月／13～16
奈良	10月／5～6	11月／8～11
和歌山	12月／15～16	

■は収集運搬課程 ■は処分課程

備考 別表1、2とも中部、北陸、近畿県の府県のみを掲載しました。他の都道府県の開催日程については当協会、保健所等でお尋ね下さい。

別表2 更新許可講習会開催日程表

都道府県区分(課程)	産業廃棄物処理業 収集運搬課程	産業廃棄物処理業 処分課程
福井	7年3月／16	
山梨	7年2月／7	
長野		
岐阜		
静岡	10月／28 7年2月／24	10月／13～14
愛知	7年1月／25、26	7年1月／19～20
三重		
滋賀		
京都		
大阪	10月／28、11月／14 7年1月／26 7年2月／28	
兵庫	7年2月／17	11月／8～9
奈良		
和歌山	10月／14	

平成7年度 厚生大臣認定 各種講習会

受講のご意向をお伺いします

例年11月ごろから、翌年度の厚生大臣認定各種講習会の開催計画を立案することになります。

本協会では会員から予め受講のご意向をお伺いして、計画に反映させたいと考えます。

そのため、次の事項に充分ご注意頂きながら別紙「ハガキ」にご記入のうえ、10月末日までに事務局へご送付ください。

1. 許可講習会の受講修了証の有効期間は、次のとおりです。特に更新の場合は、他県の許可を含めて現許可の有効期限を確認してください。

新規の場合 5年

更新の場合 2年

2. 受講予定者が少ない場合には、本県内では開催できないことがあります、中部地域内では

開催できるよう折衝します。

3. 開催計画は次の時期に公表される見込みであります。

年度前半分（4月～9月） 3月上旬

年度後半分（10月～3月） 9月上旬

4. 許可講習会の場合、原則として次の方の受講が必要となります。

個人の場合 経営者

法人の場合 代表者又は業務を行う役員

5. 会員に限り、ご送付された「ハガキ」をもとに開催計画が公表された時には、「実施要領」を送付させて頂く予定です。

6. その他不明な点は、事務局にお問い合わせください。

全産連 建設廃棄物専門部会を発足

— 参加者を募集 —

社全国産業廃棄物連合会では、昨年11月の理事会において、建設廃棄物専門部会を設置し、このほど、その部会員を募集することになりました。

この専門部会は、同連合会の専門部会規程に基づくもので、産業廃棄物処理のうちの建設廃棄物という特定の分野について部会員が相互に意見交換、調査研究等を行い、適正処理の推進と処理業者の資質の向上に資しようとするものです。

建設廃棄物専門部会会員の募集要領は、次のとおりです。参加希望者は、お申込みください。

①参加資格

当協会の正会員（産業廃棄物処理業者）

②申込先、申込期限

参加は、当協会を経由して行うため、当協会へ10月31日までにお申込みください。

③その他

詳細は、当協会事務局へお尋ねください。

協会要覧（平成6年度版）を発行

大変お待たせいたしました。協会要覧の平成6年度版を9月1日付けで発行しました。

今回の要覧は、去る4月に行った「会員調査」に基づき、新たに会員のFAX番号を掲載しました。

この要覧の会員名簿は、平成6年7月1日現在の会員と、その業態等を登載いたしましたが、その後に、業又は事業の範囲を変更された方、或は、

会社の代表者、所在地の変更等要覧の記載事項と相違が生じた方は、お手数ですが、その都度、同要覧の巻末の「協会要覧掲載内容訂正連絡票」により、当協会事務局までご連絡ください。

なお、この要覧は、会員に配布するものですが、会員以外の方にも実費（1,500円）でお預けしております。

この夏は、全く異常な夏でした。

異常猛暑、異常少雨、異常渇水と、いずれも観測史上記録的な「異常さ」であったと気象庁は今夏を総括しています。

特に、異常渇水は、西日本を中心に生活用水が1日19時間の断水という事態や、工業用水の制限で生産縮少に至った企業も続出しました。この深刻な事態は本県にも及び、当協会関係企業も節水、生産の確保等渇水対策に苦闘したという事例が本期に紹介されています。

また、今夏の異常さは、夏物衣料、清涼飲料等の売上上昇で活況を呈した企業と、他方、節水のためのコスト増や生産縮少をきたした企業と、経済活動の面でも明と暗が出てきました。それに、清涼飲料の消費増や節水のための使捨て容器の使用増で、空き缶、廃プラなどの廃棄物の増加という「おまけ」まで付きました。

改めて、身近な「水」という地球資源の有限性を痛感させられた夏でした。

とにかく、やり切れない異常な夏でした。こうした異常さは、我々が、現在の多量の二酸化炭素を排出する生産、消費活動を続ける限り、今後は、それが恒常化してしまうのではないかという不安さえ覚えました。

さて、本期は、さきに開催した協会創立5周年記念式を特集としました。その記念式あいさつで小瀬理事長は、「次なる5年は、三位一体による新しい産業廃棄物処理体制の確立にある」と今後の協会活動について決意を述べています。ご来賓の方々のご祝辞でも一致して、本協会組織の三位一体性をお讚えいただき、これの今後の一層の進展を期待されました。

各位の一層の、ご尽力、ご協力をお願ひいたします。（広報編集委員 川合清和）

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 坂井 修 川合 清和 中尾 勝

野々村 清 野村 清晴 山口 繁

（この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。）



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成6年9月25日発行

第21号

編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 小瀬洋喜

〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL <058> 272-9293
FAX <058> 272-6764

印刷 共和印刷株式会社